

カード式テレビシステム設置運営業務
にかかる企画競争 一式

仕様書

2025年8月

国立循環器病研究センター

I. 目的

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下、「当センター」という。）の患者サービスの充実をはかるため、カード式テレビシステムの設置運営を行い、入院患者の療養環境及び医療安全を一層向上させる事を目的とするものである。

II. 業務内容

特別病室を除く、カード式テレビシステム（床頭台（テレビ、冷蔵庫等）、カード販売機、カード精算機、洗濯機、乾燥機）の設置運営。

III. 契約期間及び形態

令和8年7月1日から令和15年6月30日とする。テレビカード売上額（精算金を控除した額）に応じて一定の率を乗じた額を毎月管理手数料として当センターに支払う契約形態とする。

なお、当センターから契約期間等に関する変更契約や契約期間中における備品等の追加に関する協議があった場合は誠実に対応すること。

IV. 設置機器

No. 及び品名	数量	備考
1. 床頭台	298 台	テレビ等含む、別紙 1 図面
2. オーバーベッドテーブル	264 台	両脚、ストッパー付
3. カード販売機	10 台	架台付
4. カード精算機	2 台	架台付
5. 洗濯機	16 台	上下組
6. 乾燥機	16 台	上下組
7. ランドリー用カードタイマー	16 台	
8. 院内放送設備	1 式	

※詳細については別紙 1 のとおり

V. 評価項目

別紙 2 企画提案書評価基準表による。

VI. 設置機器に備えるべき技術的要件

1. 床頭台は、以下の要件を備えること。

- 1.1. 19 型液晶テレビ、テレビアーム、冷蔵庫、フットライト、カードタイマーが付属していること。
- 1.2. 19 型液晶テレビは、国内主要メーカー製とし、ホテルモード、USB 等記録媒体の接続ポート、B-CAS カード盗難防止機構、地上及び BS デジタルチューナーを備えていること。イヤホンジャックをテレビ前面に有し、視野角 170 度以上であること。また、電波干渉対策がなされ、イヤホンとスピーカーを別々で任意音量に設定可能であること。

1. 3. テレビアームは、天吊り式とし、左右スライド、チルト、首振り、格納が可能であること。
 1. 4. 冷蔵庫は、国内メーカー製ペルチェ式電子冷却型の引出タイプとし、容量 20ℓ以上であること。庫内灯及び閉め忘れ防止機能を備えていること。JAS 法に基づく 10℃以下の冷却性能を備え、運転音 20db 以下であること。過去 5 年以内に冷蔵庫設置実績のなかで、発火、発煙等の危険事象があったメーカーは不可とする。取っ手がある場合は、床頭台より飛び出していないこと。
 1. 5. フットライトは LED タイプであること。センサー状態とオフを病院スタッフでも切り替え可能であること。
 1. 6. カードタイマーは、磁気プリペイドカード対応であること。テレビ、冷蔵庫、ランドリー共通のカード対応であること。また、残度数等がわかりやすく表示されること。
 1. 7. 床頭台の寸法は、幅 500 mm 程度、奥行き 650 mm 程度、高さ 1750 mm 程度であること（別紙 1 床頭台参考図面参照）。表面材の色柄はセンターの希望に合わせること。
 1. 8. VOC 対策及び、清拭性に優れた材料が使用されていること。
 1. 9. 固定機構付スライドテーブル、左右タオル掛け及び杖ホルダー、左右両側から出し入れ可能な背面ロッカー、可動棚付きの上棚、鍵付き及び鍵無し引出、直径 75mm 以上のキャスターを備えること。
 1. 10. 上棚は観音開き仕様とし、両側面及び左右扉にマグネットシートを備えること。
 1. 11. キャスターは、車輪径 75 mm 以上で 4 輪同時固定及び解除可能な免震機構付きであること。固定と免震の機構が独立して機能する構造のみ可とする。また床からのクリアランスが 75 mm 以上床頭台の全周確保されていること。阪神淡路大震災、東日本大震災と同条件以上における XYZ 加振時の試験データをキャスターメーカーの捺印付で提出すること。
 1. 12. 鍵付き引出には、開閉状態が色で識別可能なスライド式カード錠を備えていること。カード錠には非磁性体のコイルバンドが付属していること。また閉めた際にカード差し込み部分を同時に隠し、カード盗難を防ぐ構造であること。
 1. 13. 特例 2 床室利用入院患者に対し、イヤホン 1 個を供給すること。
2. オーバーベッドテーブルは、以下の要件を備えること。
 2. 1. 全幅 1100～1300 mm、奥行き 550～600 mm、天板奥行 400～450 mm、天板のハイローストロック 650 mm 以下～950 mm 以上であること。
 2. 2. 天板面左右に配した高さ調節用レバーいずれかの操作で、無段階の調節が可能であること。
 2. 3. 天板は、合成樹脂化粧板とし、左右ともに格納可能なタオル掛け、緩衝及び落下防止用のバンパーを有すること。
 2. 4. 両脚タイプとし、直径 50 mm 以上の双輪キャスターを脚部四隅に備え、キャスターは通常時ロック状態であること。天板裏面左右に配したロック解除レバーいずれか一方の操作により、ロック解除が可能であること。

- 2.5. キャスターロック解除保持ボタンの操作により、ロック解除状態の保持が可能であること。解除ボタンは、天板裏面中央等に配され、通常使用時は見えない位置にあること。また、前述の解除レバー操作により、解除保持状態が解除されること。
 - 2.6. 天板と支柱は、同系色であること。
3. カード販売機は、以下の要件を備えること。
 - 3.1. テレビカードは1枚1,000円で販売すること。テレビカードは当センターのみで利用可能なものであること。
 - 3.2. 使用済カード回収ボックスを備えていること。
 - 3.3. 車椅子利用者に配慮されていること。
 - 3.4. 転倒防止及び盗難防止対策が施されていること。
 4. カード精算機は、以下の要件を備えること。
 - 4.1. 10円単位まで払い戻し可能で、精算手数料は無料であること。
 - 4.2. 使用済カード回収ボックスを備えていること。
 - 4.3. 車椅子利用者に配慮されていること。
 - 4.4. 転倒防止及び盗難防止対策が施されていること。
 5. 洗濯機
 - 5.1. 洗濯、脱水容量は5.0kg程度とする。
 - 5.2. テレビカード、硬貨どちらでも利用可能であること。
 - 5.3. メーカー純正ユニットにて、上段に乾燥機、下段に洗濯機を設置すること。
 6. 乾燥機
 - 6.1. 乾燥容量は4.5kg程度とする。
 - 6.2. テレビカード、硬貨どちらでも利用可能であること。
 - 6.3. メーカー純正ユニットにて、上段に乾燥機、下段に洗濯機を設置すること。
 7. 病院案内放送設備
 - 7.1. 無料で視聴できること。
 - 7.2. 放送するコンテンツは、当センターと協議のうえ事業者にて作成すること。また、編集内容に変更が出た場合は、事業者負担にて対応すること。
 - 7.3. デジタルチャンネルにて受信できるよう、デジタル変調器を設置すること。
 - 7.4. 病院案内放送が何チャンネルで視聴できるか分かるよう取説等に明記すること。

VII. 利用者の負担に関する要件

1. 各機器利用料金は下記の料金とする。
テレビ：1200分以上／1,000円

冷蔵庫：200 円／24 時間

洗濯機：200 円／1 回

乾燥機：100 円／40 分

VIII. 管理手数料に関する要件

1. テレビカード売上額（精算金を控除した額）に応じて一定の率を乗じた額を毎月管理手数料として当センターに支払うものとする。
2. 管理手数料は〇〇%と表記すること。

IX. 事業者の費用負担に関する要件

1. NHK 受信契約及びその支払い（日本放送協会受信規約に沿って契約を締結し、契約書の写しを提出すること）
2. 本システムに係る機器（ソフトウェア等も含む）の設置及び保守、修理、代替品費用
3. 設置時及び契約期間終了時の撤去等に要する費用
4. 本システムに係る光熱水費
5. 本システムに係る行政財産使用料（当センターの基準に則る）

X. 性能、機能以外に関する要件

1. 搬入・設置条件および調整等に関すること。
 - 1.1. 本件調達物品については、中古品は不可とする。
 - 1.2. 本仕様に定める仕様を満たさない機器の提案は認めない。
 - 1.3. 設置場所は、当センターが指定した場所に設置すること。
 - 1.4. 搬入設置調整については、当センターが委託している引越業者と連携し、進めること。
2. 保守、サービス提供体制に関すること。
 - 2.1. 故障や不具合に対し、迅速に対応できる保守管理体制を整備すること。
 - 2.2. ただちに使用可能な状態に復旧できない場合は、担当部署と調整し正常品との入替を行うこと。また、即座に対応できるよう当センター内に予備機を用意すること。
3. 情報セキュリティ管理に関すること。
 - 3.1. 受託者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた、情報セキュリティ管理計画書を作成し、当センターの承認を受けること。
 - 3.2. 当センターから提供する情報を、受託業務を遂行する目的以外に利用しないこと。
 - 3.3. 本業務の実施にあたり、受託者又はその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、もしくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制が整備されていること。

3. 4. 受託者の本業務の実施場所について、情報提供を行うこと。
 3. 5. 本業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格、研修実績等）に関する、情報提供を行うこと。
 3. 6. 情報セキュリティインシデントへの対処方法を整備していること。
 3. 7. 情報セキュリティ対策に関する履行状況を定期的に確認し、当センターへ報告すること。情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められた場合、速やかに改善策を提出し、当センターの承認を受けた上で実施すること。
 3. 8. 当センターが求めた場合に、情報セキュリティに関する調査について、必要な協力を遅滞なく行い、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れること。
 3. 9. 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティが十分に確保されるように、情報セキュリティ管理計画書に記載された措置の実施を担保すること。
 3. 10. 当センターから要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
 3. 11. 当センターから受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
 3. 12. 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生、又は情報の目的以外に利用等を認知した場合は、速やかに当センターに報告すること。
 3. 13. リモートメンテナンス回線は、センターが提供する VPN 環境で接続すること。
 3. 14. 独自のネットワーク（無線 LAN も含む）を構築しないこと。
4. その他
4. 1. 当センター内においてはセンターの定める規則に従い、来院者、入院患者及び職員に危害を及ぼさないこと。
 4. 2. 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等や当センターの定める規則を遵守するとともに徹底を図ること。また、これらにおいて発生した問題などは全て事業者の負担と責任において対処すること。
 4. 3. 本事業の運営において、第三者の有する権利を侵害しないこと。権利の対象となっているものを使用する（行為を行う）必要がある際は、事業者の負担と責任において行うこと。
 4. 4. 落札後、当センター担当者と設置機器の仕様について詳細協議を実施し、承認を得ること。